

●市民活動センター指定管理者公募に係る質問及び回答（令和4年6月13日受付分）

	質問事項	質問内容	回答
1	<p>施設概要の(2)所在地 松江市白瀧本町43番地で「かた」を「瀧」で表記しているが「瀧」の使用は、可能か？</p>	<p>【瀧】： シャ・そそぐ・はく 1. 水が流れ落ちる。そそぐ。「瀧出・瀧血・一瀧千里」 2. 口から食べたものを吐く。また、腹がくだる。「吐瀧・泄瀧(せっしゃ)」 意味①そそぐ。水をそそぎ流す。流れ出る。「瀧血」「瀧出」 ②はく。食べ物をはきだす。くだる。くだす。「瀧痢」「吐瀧」 ③しおつち。塩分をふくんだ土。 下つき 傾瀧(ケイシャ)・水瀧(スイシャ)・注瀧(チュウシャ)・吐瀧(トシャ)</p> <p>【瀧】：かた 1. 遠浅(とおあさ)の海岸で満潮の時は隠れ、潮が引くと現れる所。しおひがた。ひがた。 2. 外海と分離してできた湖や沼。 意味①ひがた。遠浅の海岸で、潮の満ち干によって隠れたり現れたりする所。 ②砂丘などによって外海から隔てられた海や湖。また、湾。「瀧湖」「瀧口」 下つき 干瀧(ひがた)</p> <p>※ 幕末の城下絵図の表記は、「瀧」の略字が使用されています。 明治27年作成の関谷測量図(島根県所蔵)は、「白瀧」と表記されています。 昭和11年・昭和29年発行の松江市全図は、「白瀧」と表記されています。 STICオープン時のパンフレットは、「白瀧」が使用されています。 白瀧は、大橋川と天神川に挟まれ、何万年の時の中で堆積された砂地の三角州です。歴史的背景からも「瀧」の使用が良いのでは</p>	<p>松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例第2条では、所在地を「松江市白瀧本町43番地」と明記しています。これは、松江市が使用することになっている「町の名称」に基づいて規定しているものです。</p> <p>ご質問内容の「瀧」の使用が可能かというお問い合わせについて、前述のとおり、正式な表記は「白瀧本町」ですが、広く一般的には「白瀧本町」表記を使用している場合もありますので、使用する場面に応じて、臨機応変にご対応いただきたいと思いますと考えております。</p>